

## 1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年10月3日付けで行った文書「1. 2020.4.1～2022.8.31における、にじの丘小学校、中学校の各学年の「不登校」児童生徒数が分かる文書。2. にじの丘小学校、中学校の「不登校」児童生徒数について、開校前（関係5小2中）、開校後の状況が分かる文書。比較した文書」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和6年1月30日付け4瀬学教第1533-3号で行った公文書一部開示決定の処分については「2. 学校別不登校児童生徒数の近年の推移」のうち小学校及び中学校全体の不登校児童生徒数を開示すべきである。

## 2 審査請求人の主張の趣旨

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年10月3日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和6年1月30日付け4瀬学教第1533-3号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示とされた部分の開示を求めるものである。

### (2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア にじの丘学園においては、「瀬戸市立小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫校（一貫教育）Q&A」で「小中一貫校では～その結果、いじめ・不登校の減少につながることを期待される」旨説明しており、小中一貫校であるにじの丘学園の「不登校」については開示し、説明する責任が行政にはある。

イ 平成29年に開示された陶原小学校及び水無瀬中学校のものは、児童（生徒）数、不登校児童（生徒）数、不登校出現率、学年別の人数を開示している。また、平成30年1月9日付けの処分庁からの回答では、瀬戸市全てと5小2中の不登校児童生徒数が回答された。

ウ 開示を求めるのは不登校の児童生徒数のみであり、怠学や病欠の開示は求めている。

以上、一部開示された文書のうち、不登校児童生徒数について開示すべきである。

## 3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 長期欠席（不登校・怠学等）の児童生徒数及びその割合について不開示とした理由は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、瀬戸市

情報公開条例第7条第2号の規定に基づき不開示とした。

- (2) 誰が長期欠席しているかは同じ学年学級の児童生徒又はその保護者にとっては、周知の事実であり、それを開示することにより児童生徒が特定されるおそれがある。また、各学校の児童生徒数は市ホームページ等で公開されており、不登校生徒の割合を開示することで、不登校児童生徒が特定されるおそれがある。
- (3) 審査請求人が示した平成29年当時の開示請求に係る文書は保存年限を過ぎて不  
存在であるため確認できなかった。また、開示に関しては開示時点のものに対して判  
断するため、同じ判断ができるものではない。

以上、審査請求人が求める不開示部分を開示することはできない。

#### 4 審査請求に係る経過

- 令和4年10月3日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出  
令和4年11月15日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付  
令和4年12月6日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和5年1月20日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和5年4月10日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和6年1月30日 処分庁から審査請求人へ不開示とした根拠規定等の訂正及び  
再度同日付けで一部開示決定通知を送付  
令和6年4月17日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出  
令和6年5月29日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出  
令和6年6月8日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出  
令和7年5月19日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施  
令和7年6月27日 処分庁から審査庁に対して口頭意見陳述における質問の回答  
書を提出  
令和7年7月24日 処分庁から審査庁に対して口頭意見陳述における質問の回答  
書を提出  
令和7年9月5日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

#### 5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

にじの丘学園においては、「瀬戸市立小中学校の適正規模・適正配置及び小中一貫校（一貫教育）Q&A」で「小中一貫校では…その結果、いじめ・不登校の減少につながることを期待される」旨説明しており、小中一貫校であるにじの丘学園の不登校児童生徒数について開示し、説明する責任が行政にはある。

また、過去に開示請求した際は不登校児童生徒数について不開示とされなかった。今回開示を求めるのは不登校の児童生徒数のみであり、怠学や病欠の開示は求めている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 学校別の不登校の人数については、その学校の関係者からすると個人の特定につながる可能性があることを確認した。また、学校別の人数を公開した場合、人数が少なすぎると、その子が長期欠席者としてカウントされているかどうかという別の事情も推測されうる可能性があることから、開示できないということを確認した。

イ 小学校及び中学校の不登校の総数は、瀬戸市全体の不登校者数が1人等ごく少数でない限り、各学校関係者による個人の特定に繋がるとはいえず（1人等ごく少数の場合はやはり個人の特定に繋がり得る。）、開示し得ることを確認した。

ウ 請求人が平成29年に開示請求した際に国の調査結果が開示されていたと主張されたが、当時の開示請求に係る文書の保存年限が経過し、そのような結果に至った過程が確認できないとのことであった。現在では、国の指針により国の調査は開示できないとこのことを確認した。

したがって、本審査会としては、瀬戸市全体の不登校者数が1人等ごく少数でない以上「2. 学校別不登校児童生徒数の近年の推移」のうち小学校及び中学校全体の不登校児童生徒数については開示すべきという結論に至った。

## 6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

## 7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の公文書一部開示決定の不開示理由について、補足的に意見を述べる。

処分庁は、当初不開示の理由の根拠規定を条例第7条第5号としていたが、審査請求の手続きの途中で条例第7条第5号から同条第2号に訂正を行っている。

審査請求の過程における根拠理由の訂正は混乱を生じさせること、また、同条第5号は審査会等の審議過程に関する条文であるため、今回の根拠理由には該当されないことは明白であることから、根拠条文の確認は慎重にされたい。